



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 メドピア株式会社
代表者名 代表取締役社長 石見 陽
 (コード：6095 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 山中 篤史
 (TEL. 03-6447-7961)

第三者割当による第 11 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株予約権の概要>

(1) 割 当 日	平成 28 年 5 月 31 日
(2) 新株予約権の総数	6,141 個
(3) 発 行 価 額	総額 6,755,100 円 (新株予約権 1 個当たり 1,100 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	614,100 株
(5) 資 金 調 達 の 額	396,708,600 円（差引手取概算額：392,708,600 円） (内訳) 新株予約権発行分 6,755,100 円 新株予約権行使分 389,953,500 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、上記資金調達の額は減少いたします。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 635 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割当てます。 春田 真 4,452 個 林 光洋 1,535 個 澤田 友美 51 個 石川 陽平 51 個 眞鍋 歩 26 個 田中 翔太良 26 個
(8) そ の 他	(本新株予約権の行使期間) 平成 28 年 5 月 31 日から平成 35 年 5 月 30 日までとする。 ただし、行使期間の開始日が当社の休業日にあたる場合は、その翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が休業日にあたる場合は、そ

	<p>の前営業日を最終日とする。</p> <p>(本新株予約権の行使の条件)</p> <p>① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、次の各号を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 割当日から5年以内に株式会社東京証券取引所における直前1か月の当社普通株式の終値平均値が5,640円以上となった場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%</p> <p>(b) 割当日から3年以内に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,820円以上となった場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>② 新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員、従業員を退任、退職し、もしくは当社または当社関係会社との契約関係が終了した場合、当該退任、退職または契約が終了した時点で上記①に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の権利行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当て契約に定めるところによる。</p> <p>(本新株予約権の譲渡に関する事項)</p> <p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>前記については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件といたします。</p>
--	---

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会における決議により、当社が株式会社Mediplat（以下、「MP社」という。）を完全子会社とする株式交換契約（以下、「本株式交換」という。）を締結しております。（詳細は、平成28年5月13日に開示いたしました「簡易株式交換による株式会社Mediplatの完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。）

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、本株式交換を契機として当社の経営に参画する関係者の意欲及び士気を向上させることにより、企業価値向上に資することを目的として、MP社の経

當陣等（以下、「社外協力者」という。）に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

新株予約権の権利行使の条件として、過去に発行した有償ストック・オプションの行使条件と異なり、過去の株価推移に比して相当程度に高い株価の達成を織込んでおります。当社としては従来より、業容拡大による企業価値・株主価値の向上こそが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。そのような中、現状の株価水準について強い課題意識を有しており、業容の拡大を通じて当社上場来の最高値である株価（2,820円）の早期回復、及び、さらなる成長を意図した株価（5,640円）を行使条件の基礎としております。

本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の8,596,000株に対し最大で約7.1%の希薄化が生じますが、本新株予約権は、あらかじめ定める株価の達成が行使条件とされております。その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しており、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	396,708,600円
② 発行諸費用の概算額	4,000,000円
③ 差引手取概算額	392,708,600円

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（6,755,100円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（389,953,500円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、調達する資金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込がなされた時点の状況に応じて決定いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関（グローウィン・パートナーズ株式会社（代表者：佐野哲哉、住所：東京都千代田区）以下「グローウィン・パートナーズ」という。）によって算定された算定結果等を参考として、本新株予約権1個当たりの発行価額を当該算定結果と同額の1,100円としており、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

グローウィン・パートナーズは本新株予約権の発行価額の算定にあたり、当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮した一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、算定された値の端数を切捨てたうえで、1株当たりの新株予約権価値を11円と算定しております。

なお、本新株予約権の行使条件及び過去に発行した新株予約権の行使状況等を勘案すると、本新株予約権は「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」14項における予想残存期間を合理的に見積もることができない場合に該当すると考えられます。そのため、予想残存期間は、算定基準日から権利行使期間の中間点までの期間と推定しております。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成28年5月12日の金融商品取引所における当社の普通株式の終値635円といたしました。

当該判断に当たり、取締役4名全員（社外取締役1名）が、払込金額が当該算定結果と同額に決定されていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

なお、当社取締役会にて、当社監査役3名全員（うち社外監査役3名）が第三者評価機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について、実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は614,100株（議決権個数6,141個）であり、平成28年3月31日現在の当社発行済株式総数8,596,000株に対し7.1%（平成28年3月31日現在の当社議決権個数85,944個に対しては7.1%）の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、株式会社Mediplatの取締役、従業員及び社外協力者に対して、中長期的なインセンティブを持たせることにより事業推進を加速させ、これにより当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様への利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）氏名	春田 真	林 光洋	澤田 友美	田中 翔太良
（2）住所	東京都世田谷区	千葉県柏市	東京都豊島区	東京都豊島区
（3）職業の内容	株式会社Mediplat ※1 春田氏及び林氏は株式会社Mediplatの取締役であります。 ※2 澤田氏及び田中氏は株式会社Mediplatの従業員であります。			
（4）上場会社と当該個人との間の関係	当社を完全親会社とする株式交換により平成28年7月1日付で完全子会社となることが予定されている株式会社Mediplatの取締役及び従業員です。			

（1）氏名	眞鍋 歩（医師）	石川 陽平（医師）
（2）住所	東京都港区	東京都北区
（3）職業の内容	池之端プライマリクリニック	聖路加国際病院 ※3 石川氏は池之端プライマリクリニックの非常勤医師であります。

(4) 上場会社と当該個人との間の関係	株式会社 Mediplat の提携診療所（池之端プライマリクリニック）に勤務する社外協力者（医師）です。
---------------------	--

※ 当社は、本新株予約権の付与にあたり、割当先について、日経テレコン等を利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査しました。その結果、割当予定先に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。

また、当社は、割当予定先から反社会的勢力に該当しない旨の誓約書を入手するとともに、割当て予定先に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

現在、当社は 10 万人を超える医師会員が利用する医師専用ソーシャルメディアである MedPeer を運営しており、今後、医療機関や患者向けのサービスを展開していく方針であります。

そうした中、当社を完全親会社とする株式交換により平成 28 年 7 月 1 日付けで医療相談プラットフォームを展開する株式会社 Mediplat を完全子会社とすることで、同領域での展開を本格化させることを予定しております。

当社は、上記株式会社 Mediplat の経営陣等に対して中長期的なインセンティブ付与を目的とした新株予約権を有償で発行することにより、当社の企業価値の向上や株主の皆様の利益向上に資するものと考えております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当先との間において、継続保有の取り決めはございません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当て予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、割当予定先に対して、払込み及び権利行使に支障がない旨を口頭等により確認をしております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 3 月 31 日現在）		募 集 後	
石見 陽	32.57%	石見 陽	30.40%
島田 亨	9.19%	島田 亨	8.58%
BOZO 株式会社	7.27%	BOZO 株式会社	6.79%
山中 篤史	5.23%	山中 篤史	4.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.07%	春田 真	4.83%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク銀行株式会社証券業務部）	2.93%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.80%
立花証券株式会社	2.27%	CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク銀行株式会社証券業務部）	2.74%
楽天証券株式会社	1.59%	立花証券株式会社	2.12%

林 貴夫	1.16%	林 光洋	1.67%
石見 奈津子	1.16%	楽天証券株式会社	1.48%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 28 年 3 月 31 日時点の株主名簿を基準としております。
2. 割当予定先である春田真氏及び林光洋氏の割当後の持株比率は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式をすべて保有した場合の持株比率となります。

8. 今後の見通し

本新株予約権の発行による当社の平成 28 年 9 月期の業績への影響は軽微であると考えておりますが、今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（個別）

	平成 25 年 9 期	平成 26 年 9 期	平成 27 年 9 期
売上高	574 百万円	958 百万円	1,039 百万円
営業利益	89 百万円	264 百万円	136 百万円
経常利益	88 百万円	245 百万円	135 百万円
当期純利益	113 百万円	150 百万円	70 百万円
1 株当たり当期純利益	15.49 円	19.83 円	8.36 円
1 株当たり配当金	- 円	- 円	- 円
1 株当たり純資産	24.07 円	125.62 円	134.00 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,596,000 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	953,600 株	11.09%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 25 年 9 月期	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期
始値	—円	1,850 円	1,853 円
高値	—円	2,820 円	2,378 円

安 値	－円	1,320 円	684 円
終 値	－円	1,872 円	692 円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

なお、平成26年6月27日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当はありません。

2. 平成26年10月1日付で1株を5株とする株式分割を行っておりますが、各株価は分割調整後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	692 円	690 円	623 円	539 円	432 円	386 円
高 値	759 円	692 円	644 円	602 円	482 円	760 円
安 値	662 円	574 円	471 円	407 円	351 円	380 円
終 値	680 円	615 円	541 円	431 円	389 円	760 円

(注) 各株価は株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年5月12日
始 値	660 円
高 値	660 円
安 値	627 円
終 値	635 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	平成26年6月26日	
調 達 資 金 の 額	531,696,000 円 (差引手取概算額)	
発 行 価 額	1株につき金3,680円	
募集時における 発行済株式数	1,467,000株	
当該募集による 発行株式数	160,000株	
募集後における 発行済株式総数	1,627,000株	
発行時における 当初の資金用途	① 会員獲得及びサイト活性化に関する費用	298百万円
	② 人材の採用・育成等に係る人件費	267百万円
	③ 事業拡大に伴うオフィス移転関連費用等	72百万円
発行時における 支出予定時期	平成26年9月期から平成28年9月期まで	
現時点における 充 当 状 況	現時点での充当状況は以下のとおりであります。	
	① 会員獲得及びサイト活性化に関する費用	298百万円
	② 人材の採用・育成等に係る人件費	267百万円
	③ 事業拡大に伴うオフィス移転関連費用等	60百万円

11. 発行要項

第 11 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

6,141 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 614,100 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関であるグローウィン・パートナーズ株式会社が、取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価の終値 635 円/株、株価変動性 60.24%、配当利回り 0%、無リスク利率 0%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 635 円/株、満期までの期間 7 年、行使条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする（以下、株式分割または株式併合後の発行済株式総数を、株式分割または株式併合前の発行済株式総数で除して得た数を、「分割（または併合）の比率」という。）。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合（以上を総称して以下、「合併等を行う場合」という。）、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整するものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、635 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成28年5月31日から平成35年5月30日までとする。ただし、行使期間の開始日が当社の休業日にあたる場合は、その翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、次の各号を充たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。

(a) 割当日から5年以内に株式会社東京証券取引所における直前1か月の当社普通株式の終値平均値が5,640円以上となった場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

(b) 割当日から3年以内に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が2,820円以上となった場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

② 新株予約権者は、当社または当社関係会社（会社計算規則第2条第3項第22号所定の「関係会社」をいう。）の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託その他名称の如何を問わず、当社または当社関係会社に対して有償で役務を提供する者（以下、「役員等」という。）としての地位を喪失した場合、当該喪失の時点で上記①に基づいて既に行使可能となっている本新株予約権を除き、それ以降本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥ その他の権利行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

平成28年5月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会

の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年5月31日

9. 申込期日

平成28年5月31日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 6名 6,141個

以上